

令和 7 年度第 5 回関市国民健康保険運営協議会議事録

司会 市民環境部長

午後 1 時 3 0 分開会

- ・市民環境部長あいさつ
- ・会長あいさつ
- ・議事

会長欠席のため規定により、職務代理者が議長となり、議事を進行する。

職 務 代 理	第 1 号議案令和 7 年度関市国民健康保険特別会計（事業勘定）3 月補正予算について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議題第 1 号 令和 7 年度関市国民健康保険特別会計（事業勘定）3 月補正予算について、説明させていただきます。 歳入歳出それぞれ 31,000 円減額し、予算総額を 93 億 7,046 万 2 千円とするものです。 歳入ですが、県支出金が 1,595,000 円の減、財産収入が 448,000 円の増、繰入金が 26,365,000 円の増です。 県支出金については、直診勘定へ繰り出す特別調整交付金の額が確定したことにより減額するものです。 財産収入については、国民健康保険の基金利子分を増額するものです。 次の繰入金については、一般会計繰入金のうち、保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金、福祉波及分繰入金、未就学児均等割保険税繰入金、産前産後保険税繰入金について、額の確定に伴い補正するものです。 基金繰入金については、保険基盤安定繰入金が見込みよりも増額となったため、取り崩し額を減額するものです。 次に歳出についてですが、総務費が 448,000 円の増、事業費納付金については財源変更のみ、諸支出金は 479,000 円の減です。 総務費は、増額となった基金利子を積立てるものです。 償還金は、令和 6 年度、保険給付費等交付金の額が確定したことにより、返還が必要となったために増額するもの。繰出し金は、特別調整交付金の診療所分を直診勘定へ繰り出す分の減額になります。 3 月補正後の基金残高は 3 億 1,804 万 8,341 円となる見込みです。

職 務 代 理	ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。 それでは、第 1 号議案について承認いただける方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
職 務 代 理	全員承認ということで、次の議題に移ります。 第 2 号議案令和 7 年度関市国民健康保険特別会計（直診勘定）3 月補正予算について、事務局から説明をお願いいたします。
事 務 局	議題第 2 号令和 7 年度関市国民健康保険特別会計（直診勘定）3 月補正予算について説明させていただきます。 歳入につきましては、へき地診療所運営費に係る国の交付金の額が確定し、当初予算の歳入額を下回ったことによる節内の補正となります。このことにより一般会計繰入金の増と事業勘定繰入金の減について 1 5 9 の万 5 千円を補正するものです。 歳出につきましては、施設管理費の委託料について、財源変更するものです。 今回補正における歳入歳出の予算の計としましては、3 億 3, 1 4 6 万 2 千円に変更ありません。以上となります。
職 務 代 理	ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。 それでは、第 2 号議案について承認いただける方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
職 務 代 理	全員承認ということで、次の議題に移ります。 第 3 号議案令和 7 年度関市国民健康保険特別会計（事業勘定）当初予算について、事務局から説明をお願いいたします。
事 務 局	歳入ですが、1 の国民健康保険税から順に説明させていただきます。 国民健康保険税については、17 億 3, 858 万 2 千円計上しております。被保険者数は 7 年度より 700 人ほど少ない人数で算出しておりますが、来年度から施行される子ども・子育て支援金分が加算されているのと、令和 7 年度までは、収納率を 96%で計上していましたが、令和 8 年度は 97%で見込んでいるため、前年度と比較すると 64, 000, 000 円の増額となりました。 次に 2 の使用料及び手数料ですが、こちらは督促手数料になります。

令和 6 年度分から督促手数料が廃止となっておりますので、頭出しで計上しております。

続きまして 3 の県支出金です。

保険給付費等交付金のうち、普通調整交付金は医療給付に係るもの、特別調整交付金は、保険税を減免した場合や特定健康診査にかかるもの、また診療所の運営補助分、などがあります。

国庫負担金減額措置対策費補助金は、福祉医療費の現物給付分に関し、国の負担金の対象外となった部分の 2 分の 1 が県から助成されるというものです。診療所に関する補助金については、事業勘定で受け入れ、そのまま直診勘定へ繰り出す通過予算です。

次に、4 の財産収入ですが、こちらは基金の運用利息になります。

5 の繰入金は、一般会計から繰り入れるものと、基金から繰り入れるものがあります。一般会計から繰り入れるものは、明細の欄に記載しています。繰入金額については、例年並みで計上しております。

基金繰入金については、140,000,000 円となり、前年度より、57,000,000 円減少となりました。

6 の繰越金ですが、こちらは頭出しで千円を計上しておりますが、実際には 7 年度の決算後に確定するものになります。

次に 7 の延滞金と、雑入については、昨年と同額で計上しております。

第三者納付金は、被保険者が交通事故等にあった際に保険証を使用して病院にかかった場合、事故等の相手方の損害保険等から過失割合に応じて保険給付分を納付いただくものとなります。

以上、歳入の合計は 8,700,700,000 円です。

続きまして、歳出でございます。

1 の総務費は職員の人件費や、電算処理委託料等、事務に係る経費を昨年並みで計上しております。

次に 2 の保険給付費ですが、療養諸費は、医療費にあたる療養給付費、装具等を作られた時に給付する療養費など、高額療養費は、一定額以上の医療費を支払われた場合、その超えた分を給付するものです。これらは過去の実績と 7 年度の決算見込みなどから算出しております。出産育児一時金については、被保険者が出産された際に給付するもので、葬祭費については、被保険者の方が亡くなられた時に、5 万円を給付するというものです。

次に 3 の県へ納める事業費納付金です。14 ページに資料をつけさせていただきました。

本算定で 23 億 2,685 万 2,000 円となり、仮算定額より 5,000 万円上がりましたが、7 年度と比べると 4,000 万円の減となりました。

続きまして、4 の保健事業費です。特定健康診査や人間ドック助成等

の費用になりまして、7年度と大きくかわるところはありません。
次に5の諸支出金ですが、償還金及び還付加算金と繰出金を昨年と同額で計上しております。
償還金は資格喪失者等に対する保険税の還付金や、交付金などの精算による返還金で、精算による返還金は、額が確定しましたら補正予算で対応するものでございます。
繰出金については、診療所関係の交付金を直診勘定に繰り出すものになります。
以上、歳出の合計は87億700万円となります。

職 務 代 理 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。
それでは、第3号議案について承認いただける方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

職 務 代 理 全員承認ということで、次の議題に移ります。
第4号議案令和7年度関市国民健康保険特別会計（直診勘定）当初予算について、事務局から説明をお願いいたします。

事 務 局 歳入につきまは、大きく分けて7項目あります。
1 診療収入の外来収入の各収入から3財産収入までの増減につきまは、前年度決算等を参考にしつつ実情にあわせた金額となります。
4 繰入金の一般会計繰入金の増額は、人件費によるものです。事業勘定繰入金の減額は施設運営費に係る国の交付金である国庫補助金の減額見込みと施設整備費に係る県補助金の減額見込みとなります。
6 諸収入の貸付金元利収入は、津保川診療所への貸付金の返金によるもので、運転資金として、年度当初に貸し付けし、年度末に返金してもらうものです。
7 市債は、医療機器購入費用の財源のうち補助金交付対象とならない2分の1の額についてのもので、過疎債適用です。
歳出につきまは、大きく分けて4項目あります。
1 総務費の施設管理費につきまは、報酬から旅費の増減につきまは、人件費関係によるもので、職員や会計年度任用職員の支出先変更や賃金のベースアップ分などに係る増減となります。
委託料の内容としましては、施設に係る各種保守点検、津保川診療所の指定管理料や、診療支援としての中濃厚生病院、郡上市民病院、朝日大学歯科からの医師派遣等に伴うものなどです。
2 医業費につきまは、前年度との比較では大きな増減はありません。

	ん。各項目内の内容についても変更はありません。備品購入につきまして、洞戸診療所は内科の高圧蒸気滅菌機の更新としておりますが、令和7年度において購入予定でしたが、歯科のレントゲン装置が故障し、老朽のため修理不可となったため急遽変更しそちらを購入したため、令和8年度において再度購入するものです。板取診療所は歯科用のコンピューテッドラジオグラフ装置の購入を予定しており、医師を中心にスタッフ内で計画検討し医療機器を購入しているものです。 3 公債費は、過去の医療機器の購入費用の財源として借り入れた市債の返済分となります。 令和8年度における歳入歳出の予算総額は3億3,790万円となり、前年度と比較しますと1千3百70万円の増となり、増減率は4.2%の増となります。 以上となります。
職 務 代 理	ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。 それでは、第4号議案について承認いただける方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
職 務 代 理	全員承認ということで、次の議題に移ります。 第5号議案関市国民健康保険税条例の一部改正について、事務局から説明をお願いいたします。
事 務 局	令和8年度から始まる、子ども・子育て支援金制度の施行により、地方税法の一部が改正されることから、関市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。 改正箇所を、見え消しで記載しております。 今回の改正は、第2条の課税額に、「子ども・子育て支援金分」を加え、事業費納付金の納付に要する費用とし、それぞれ所得割額、均等割額、18才以上均等割額、世帯別平等割額を定めるものです。それに伴い、第3条と5条については関係する箇所を整備しております。 子ども・子育て支援金制度の施行日は、令和8年4月1日とし、経過措置として令和8年度分からの保険税について適用することを定めております。
職 務 代 理	ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。 それでは、第5号議案について承認いただける方は挙手をお願いいたします。

	(全員挙手)
職 務 代 理	全員承認ということで、次の議題に移ります。 第 6 号議案令和 8 年度の国民健康保険税について、事務局から説明をお願いいたします。
事 務 局	平成 27 年度からの保険税の推移と、低所得者に対する軽減の基準についての資料になりますが、令和 8 年度から、保険税の医療費給付費分に係る賦課限度額が、66 万円から 67 万円に、引き上げられることとなります。 また、低所得者に対し均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準についても、5 割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を 30 万 5 千円から 31 万円に、2 割軽減の基準については、56 万円から 57 万円に引き上げられる見込みです。 これに伴い、今後地方税法施行令の改正がありましたら、関市国民健康保険税条例につきましても、同様の改正をすることになる見込みです。
職 務 代 理	ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。 それでは、第 5 号議案についてはこれで終わります。 第 7 号議案保健事業について、事務局から説明をお願いいたします。
事 務 局	まず、関市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）について説明します。データヘルス計画は、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」に基づいて被保険者の生活の質（QOL）の維持・向上、健康寿命の延伸、その結果としての医療費適正化に資することを目的に保険者ごとに作成しており、この計画に基づいて被保険者の保健事業を展開しております。 （1）メタボ等生活習慣病の予防について説明します。特定健康診査受診率は、データヘルス計画策定時の令和 3 年度実績と比較して悪化し、県内順位も下がっております。他 2 つの指標についても県内順位を下げしております。特定健診受診者を増やすことで、疾病の早期発見や重症化予防につながるため、まずは健診受診率をあげる必要があります。今年度から特定健診受診率向上対策として、民間事業者に勧奨対象者の選定や資材の作成などを委託しており、昨年度と比較して受診者数は増加傾向にあります。 （2）糖尿病予防・糖尿病重症化予防についてです。各指標における目

標値・実績値等は記載のとおりです。糖尿病治療を受けている人の割合やその医療費の割合が令和３年度までは年々増加していたため、OGTT検査や糖尿病性腎症重症化予防プログラムなどで糖尿病予防・重症化予防に重点的に取り組んできました。治療を受けている人や医療費割合は、令和４年度以降減少傾向にありますが、引き続き健診受診勧奨やOGTT検査・保健指導で早期発見・重症化予防を推進していきます。

(３) 腎機能低下重症化予防についてです。各指標における目標値・実績値等は記載のとおりです。腎機能低下は、将来的に人工透析の導入につながるリスクが高く、人工透析患者一人当たりに係る医療費は生活習慣病の中でも上位に位置することから、長期的指標として取り組み、分析・評価が必要です。

第３期データヘルス計画は、令和８年度に中間評価を実施し、各指標の評価・分析を実施し、見直しする予定です。

次に、人間ドック・脳ドックの助成についてです。脳疾患及び生活習慣病の早期発見による重症化の予防のために、受診者に対して健診料の一部を助成する市独自事業であり、助成費用の２分の１額を県からの補助を受けています。助成件数は資料に記載のとおりです。

最後に令和７年度保険者努力支援制度（取組評価分）について説明します。この制度は、健康づくりに努力した保険者に国から付与されるボーナスのことで、点数が高いほど、国からたくさんの交付金がもらえる仕組みです。関市の実績は国・県の平均を上回り、得点率も毎年６割を超えて令和７年度は県内９位の順位となりました。共通指標ではほとんどの指標で県・国平均を上回りましたが、マイナ保険証の利用率等の指標で加点が得られませんでした。固有指標でもほとんどの指標で県・国平均を上回りましたが、第三者行為における他機関との連携等の指標で加点が得られませんでした。

職 務 代 理	ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。 それでは、第７号議案についてはこれで終わります。 以上をもってすべての議題が終了したことを報告し、進行を事務局にお返しします。
---------	---

午後２時３０分

市民環境部長より議長及び委員に、お礼を述べ、閉会。